

環境・食糧・農村地域省

EU 木材規則の英国国内法化に関するコンサルテーション

2012 年 12 月 27 日

目次

背景	1
関連文書	1
EU 木材規則	2
本コンサルテーションの範囲	2
英国における施行	3
施行水準	3
施行権限	4
違反	5
罰則	6
抗弁	6
英国企業への影響	7
質問	8
付録 A	9

背景

EU 木材規則（EUTR）は 2013 年 3 月 3 日より EU 全域に適用される。同規則は違法に伐採された木材ないし木材製品の EU 市場への最初の出荷を禁じ、EU 市場に最初に木材ないし木材製品を出荷する者に対し、当該製品が合法的に伐採されたものに由来することを保証するための「デューディリジェンス」の実施を義務付ける。

EUTR（欧州議会及び理事会規則（EU）No 995/2010）は 2010 年 10 月 20 日に合意され、2010 年 11 月 12 日に EU 官報で発表された。モニタリング組織認定のための手続きに関する委任規則（委員会委任規則（EU）No 363/2012）は 2012 年 2 月 23 日に合意され、デューディリジェンス・システムとモニタリング組織の検査に関する詳細規則を定めた実施規則（委員会実施規則（EU）No 607/2012）は 2012 年 7 月 6 日に合意された。

EU 委員会は間もなく、EUTR の一定側面の解釈に関するガイダンスを出す予定である。

他の EU 加盟国とともに英国も、EUTR と関係委任規則および実施規則を英国法として国内法化するための措置を講じることを要求されている。1972 年欧州共同体法により付与された権限に基づいて作成された英国全土を対象とする行政委任立法、「2013 年木材及び木材製品（上市）規制」によってこれを実現することが計画されている。

本コンサルテーションでは、英国の行政委任立法に盛り込まれている諸要素、ならびに英国において EUTR を施行するための我々の計画に対する意見を求める。

関連文書

本コンサルテーションペーパーのほか、関連性のある文書として以下のものがある。

英国行政委任立法草案

英国規制影響評価

EU 木材規則

EU 実施規則

EU 委任規則

EU ガイダンス文書（草案）

EU 木材規則

EUTR には 2 つの主要素がある。

- ・違法に伐採されたものに由来する木材ないし木材製品の EU 市場への「最初の」出荷の禁止
- ・木材ないし木材製品を市場に出荷する者（「事業者」）に対する「デューディリジェンス」実施の義務付け

このほか、EUTR が適用される木材および木材製品を取引する者（「取引業者」－すなわち製品が最初に EU 市場に出荷されたら、サプライチェーンのさらに先に向かって製品を取引する者）は、製品の購入先および販売相手である他の取引業者（ただし最終個人消費者は除く）についての記録を維持することが義務付けられる。事業者は供給およびリスク軽減手順に関する記録も保存しなければならない。

「デューディリジェンス」は 3 つの要素で構成されと考えられる。

- ・情報収集：樹種、伐採国（および関係する場合は地域）、数量および伐採の合法性を示す関係文書を始めとする、木材の供給に関して。
- ・リスク評価：原産国／地域における、あるいは当該樹種についての違法伐採の蔓延、ならびに適用法の順守確保を考慮。
- ・リスク軽減：特定されたリスクを「無視できる程度」とみなすことのできるポイントまで低減するために講じられる処置。

本コンサルティングの範囲

以下を始めとする新規則の重要な要素は、EUTR ならびに関係委任規則および実施規則に記載されている。

- ・対象製品、
- ・各加盟国が規則を施行する「監督当局」を指名する要件と、これに関する最低限の義務、
- ・デューディリジェンス作業を支援するモニタリング組織の役割、ならびにこの組織の認定のためのシステム、
- ・デューディリジェンス・システムの主要素、および
- ・上市およびトレーサビリティの両方に関する事業者の義務

EUTR の対象となる製品のリストが同規則の付属書に掲載され、関係関税品目コードに基づいて定義されている。参考のためにリストのコピーが本書の付録 A に添付されている。EUTR は EU 域内外で生産された木材および木材製品に等しく適用される。

EUTR に基づいて、事業者が新規則に従うために利用できるデューディリジェンス・システムを提供する「**モニタリング組織**」として、欧州委員会は組織を認定することができる。モニタリング組織の役割は本コンサルテーションの対象範囲外である。

本コンサルテーションでは、国内法化する EU 加盟国の各国政府の責任となる新規則の要素について取り上げる。施行体制および関係権限ならびに科すことのできる罰則である。

英国における施行

諸大臣は英国における EUTR 施行を担当する機関を国立計量庁（NMO）とすることに決定した。

施行水準

政府は違法に伐採された木材および木材製品の取引に対処するために刑事制裁を用いることを確約している。

EUTR ならびに関係委任規則および実施規則では、規則の施行に当たって加盟国に一定の義務を課している。これには以下のものがある。

- ・ 1 または複数の監督当局を指名する。
- ・ 少なくとも 2 年に 1 回、モニタリング組織に対する検査を実施する。
- ・ 「リスクベースのアプローチに従って定期的に見直される計画に基づいて」、事業者に対する検査を実施する。
- ・ 「効果的で均整のとれた抑止力のある」罰則を設け、実現確保のために必要なあらゆる措置を講じる。

さらにまた、監督当局は事業者に対し、事業者が「事業者による順守に関して、第三者による裏付けのある懸念に基づくものも含め、関係情報を所持」している場合には検査を実施することができる。

NMO に EUTR 施行のための資源を提供するに当たって、我々は希望する施行の水準について見通しを立てる必要がある。

施行に関する選択肢として以下のものがある：

EUTR に基づいて定められる上記の義務の「完全施行」、

無作為抜き打ち検査およびさらなる業界コンプライアンス支援を追加する、「価値付加的」アプローチ、
コンプライアンスおよび施行に対する積極的な業界全般にわたるアプローチとなる、最大限の施行体制。

EU 規則を「過剰保護」しないという英国の政策を考慮し、英国が EUTR の実施規定を強化するために EU レベルでこれまでにやり遂げた作業に鑑みて、我々は NMO に上記の義務の完全施行のための資源を提供することを考えている。施行水準については、規則の当初 2 年間の運用の中で絶えず見直していく。

施行権限

我々は、NMO により認可される検査官に対し、非居住施設への立入および検査、サンプル採取、記録の検査およびコピー、ならびに木材または木材製品の押収および処分を行う権限を付与することを考えている。

立入権限：我々は、検査官が EUTR を施行するために非居住施設に立ち入ることのできる、司法省ガイダンスに従った権限の付与を考えている。ほとんどの場合、合理的な通知の期間が設けられるが、行政委任立法草案では検査官が予告なしに立ち入ることのできる限定的状況を定めている。検査官は調査に必要と考えた場合には他者を同伴できる。

調査権限：我々は、検査官が

- ・ 木材または木材製品
- ・ 文書および記録
- ・ 設備、機械および装置
- ・ コンテナ

を調査し、文書、記録またはその他の情報提供を含め、いかなる者に対しても当該調査への支援提供を要求できるようにする権限を考えている。

木材の押収：我々は、検査官が違法に伐採されたと合理的に確信する木材を押収し、これを持ち去るかその移動を防止することのできる権限を考えている。木材を押収された者は押収通知に対して担当部署に上訴することができる。担当部署はその後、治安判事裁判所に押収通知の追認を申し立てることができる。

木材が押収され、押収に対する上訴が認められなかった場合、我々は、執行当局が以下のいずれかを実行できる（または当該木材を所持する者に対してその実行を指示することが

できる) ようにすることを考えている :

- ・ 木材を廃棄する、または
- ・ 木材を寄付、販売またはその他の方法により処分する。

我々は押収木材の処分に関する選択肢を幾つか検討した。様々な樹種および製品のあることを考えると、木材の処分に関してはある程度の柔軟性をもたせることが重要であるというのが我々の見解である。しかしながら木材は最も費用効果の高い、環境的に持続可能な方法で、EUTR の全般的な目的に沿って処分されることを我々は期待する。

裁判所が特に指示しないかぎり、我々は、木材の押収、保管、試験および処分に関する費用は NMO により、当該木材を市場に出荷する者（または適切な記録を残さないことで同人の追跡を不可能にする者）から必ず回収できるようにすることを考えている。

是正通知書：我々は、検査官が EUTR のデューディリジェンス要件に従っていないと確信する合理的な根拠をもつ組織または個人に対して、検査官が是正通知書を送達する権限を考えている。是正通知書については治安判事裁判所¹ に対して上訴できる。

違反

違法に伐採された木材の EU 市場への出荷およびデューディリジェンスの実施に関する EUTR の規定に従わなかった場合は刑法違反、または施行任務を遂行する検査官の妨害もしくはこのような検査官による是正通知書に応じないことに関する英国の規制に基づく違反に問われる。これらの違反と結果的な罰則については以下に詳しく記す。

企業、パートナーシップまたは非法人団体もまた、英国規制に基づく違反の訴追を受ける。経営職務を遂行する個人（役員、パートナーなど）も企業によるこのような違反について訴追される場合がある。パートナーシップまたは非法人団体に科せられる罰金は当該パートナーシップまたは団体の資金から支払われなければならない。

罰則

EUTR では加盟国に対し、「効果的で均整のとれた抑止力のある」罰則を設けることを求めている。

したがって英国の規制で計画されている罰則は以下のようになる。

¹ スコットランドの場合、上訴は州裁判所判事に対して行われる。

以下の事業者：

- ・ 違法に伐採された木材を EU 市場に出荷する、
- ・ EU 市場への木材出荷時にデューディリジェンスを適用しない、
- ・ デューディリジェンス・システムを維持しない、
- ・ 検査官を妨害する、または
- ・ 是正通知書に基づいて行動しない

は、以下に処せられる：

- ・ 刑事法院で有罪判決を受けた場合は最高 2 年の禁固刑および／または無制限の罰金、または
- ・ 治安判事裁判所で有罪判決を受けた場合、それぞれの違反につき、最高 3 か月の禁固刑および／または€5,000 の最高等級までの罰金。

さらにまた、

- ・ 木材規則の適用上、適切な記録を維持しない事業者、またはトレーサビリティ要件に従わない取引業者（どちらの場合も取引の適切な記録を 5 年間保存）、および
- ・ 監督当局から受領した情報を許可なく開示する者

は、治安判事裁判所で有罪判決を受けた場合、それぞれの違反につき€5,000 の最高等級までの罰金の対象となる。

抗弁

違法に伐採された木材の上市、またはデューディリジェンス不実施の違反に対して、EUTR の要件に従ったデューディリジェンス・システム（独自のデューディリジェンス・システムでも、モニタリング組織によって維持されるものでも構わない）を適切に利用したことを証明できる場合は抗弁の機会を与えることを計画している。この抗弁に頼ろうとする者が別の者から提供された情報に依拠したと申し立てる場合、いかなる状況にあっても当該情報に依拠したことは合理的であったことを証明しなければならない。この場合、あるいは違反は別の者の作為または怠慢の結果であるとして申し立てる場合、当該の他者が、審理の少なくとも 1 週間前に訴訟を提起する者に対して送達される通知書により明確に特定されなければならない。

英国企業への影響

我々は英国企業への予想される影響に関する規制影響評価を行った。SME を含め多数の企業

が木材および木材製品産業に携わっているのであるが、大半は EUTR の適用上、「取引業者」に分類されるというのが評価結果である。EU 市場に木材ないし木材製品を「最初に出荷する」者である「事業者」の数は少ないであろう。英国への木材輸入者のうち、かなりの割合が EU 域内から輸入することになり、したがって「最初に」市場に「出荷する」ことにはならない。

多くの企業にとって、特に大手企業の場合、現在の慣行はおそらく EUTR の要件の大半を満たしているだろう。英国は優れたサプライチェーン管理と合法性の保証水準が高いことで評価を得ているからである。一部では、ある程度の追加的作業が必要になるだろう。特にリスク評価やリスク軽減に関するものである。ほとんどの場合、企業にとっては短期的な影響になると考える。情報要件やサプライチェーン管理に対する調整が行われるからであり、EUTR では徐々に、出荷ベースのシステムとするのではなく、製品の供給に目が向けられるために特にそうである。

わずかながら、さらなる作業が必要になる場合もあり、場合によってはサプライチェーンに変更を加える必要があるだろう。合法性の問題に対して十分な注意が今のところ払われていない場合には、優れた慣行と高水準の合法性保証をサプライチェーンに行き渡らせることが EUTR の目的である。

英国での EUTR の国内法化〔木材および木材製品の合法性に取り組む〕は、EU 建設製品規則と同じ年に行われるのであるが、この規則は建設製品の機能的性能に焦点が絞られており、建設で使用する多くの木材製品に関して CE² マークの義務付けと情報提供を取り入れている。英国において計画される EUTR のための NMO 施行体制は、地方自治体取引基準局により実施される建設製品の市場監視とは別個に機能する。政府は NMO および取引基準局と協力して、これらの業務が英国の企業に不要な負担をかけることのないようにする。このやり方に対する意見があれば歓迎する。

² EU 市場に出荷される製品に関して義務付けられる適合表示。

質問

EU 木材規則の英国国内法化案について、あらゆる点に関して意見を寄せていただきたい。
特に以下の質問に対する意見を歓迎する。

施行：

英国での施行方法案について満足しているか？

木材の押収に関する案について、違法に伐採された木材の処分および費用回収に関する案も含め、満足しているか？

罰則：

罰則案は適切、不十分、それとも過度であると考えるか？ 効果的で均整のとれた抑止力のある罰則を設けるという要件を満たしていると思うか？

影響：

英国企業への予想される影響についての我々の評価に同意するか？

貴社への影響について、労働時間および費用ともにに関して定量化できるか？（これらの規則の下で貴社は事業者になるのか、それとも取引業者になると考えているのか、また可能であれば貴社の事業分野について説明していただきたい）

貴社が建設分野で事業を営み、木材ないし木材製品を使用している場合、予定されている「建設製品規則」とかなりの重複部分があると予想しているか？ そうであれば、2 つの規則の施行においてどの程度の調整を期待しているか？

ガイダンス：

英国規制草案、本コンサルテーション文書および EU 委員会の〔ドラフト〕ガイダンスに盛り込まれている情報は、EUTR の運用ならびにデューディリジェンスに関する貴社の義務について十分に情報を提供するものであると思うか？

さらなるガイダンスとしてどのようなものが役立つか、あるいは現在ガイダンスで扱われ

ている分野について、さらに情報もしくは明確な説明を希望するものはあるか？

付録 A

本規則が適用される、理事会規則（EEC）No 2658/87（1）付属書 I に記載される合同関税品目分類表で分類されている木材および木材製品

－ 4401 燃料用木材で、丸太、棒切れ、小枝、薪束または類似の形になっているもの；チップまたは粒状の木；おが屑および木屑・廃材で、丸太、ブリケット、ペレットまたは類似の形状に凝集されていると否とを問わない。

－ 4403 未加工木で、樹皮ないし辺材を剥いている、あるいは粗い角材加工がされていると否とを問わない。

－ 4406 鉄道または路面軌道の木製枕木（クロスタイ）

－ 4407 6 mm 以上の厚みの、縦方向にのこぎりで切られたか削り取られた、薄く切られた、または剥がれた木で、かんな、紙やすり、またはエンドジョイント仕上げがされていると否とを問わない。

－ 4408 6 mm を超えない厚みの、縦方向にのこぎりで切られた、薄く切られた、または剥がれた、化粧張り（積層材をスライスしてできるものを含む）、合板またはその他類似の積層材用およびその他の木材用のシートで、かんな、紙やすり、重ね継ぎ、またはエンドジョイント仕上げがされていると否とを問わない。

－ 4409 縁、端または表面のいずれかに沿って連続的に成形された（さね、溝切り、切込み、面取り、V ジョイント、ビード、モールド、丸型または類似形）木（組んでいない寄木張り床用のストリップやフリーズを含む）で、かんな、紙やすり、またはエンドジョイント仕上げがされていると否とを問わない。

－ 4410 木またはその他の木質材料のパーティクルボード、配向性ストランドボード（OSB）および類似のボード（例、ウェハーボード）で、樹脂またはその他の有機結合物質で凝集されていると否とを問わない。

－ 4411 木またはその他の木質材料のファイバーボードで、樹脂またはその他の有機物質で接着されていると否とを問わない。

－ 4412 合板、ベニヤパネルおよび類似の積層材。

- 4413 00 00 ブロック、プレート、ストリップまたはプロフィル形状の圧縮木材。
- 4414 00 絵画、写真、鏡または類似品用の木製フレーム。
- 4415 木製の荷造り用ケース、箱、木枠箱、ドラムおよび類似の梱包材；木製ケーブルドラム；木製パレット、ボックスパレットおよびその他の積載ボード；木製パレットカラー（市場に出荷された別の製品を支える、保護する、または運搬するための梱包材としてのみ使用される梱包材は除く）。
- 4416 00 00 木製の大樽、樽、大桶、たらい、およびその他の樽桶用品とその部品で、桶板を含む。
- 4418 木製の建築業者用建具類および木工品で、セルラーウッドパネル、組み合わせた床用パネル、ウッドシングルおよびウッドシェイクを含む。
- 合同関税品目分類表の 47 類および 48 類のパルプおよび紙で、竹製品や再生品（廃棄物およびスクラップ）を除く。
- 9403 30、9403 40、9403 50 00、9403 60 および 9403 90 30 木製家具
- 9406 00 20 プレハブ建築物

© Crown copyright 2012

本情報（ロゴを除く）は、Open Government Licence の条件に基づいて、どのような形式または媒体においても無償で再利用することができる。本ライセンスの内容については www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/ を 参 照 す る か 、 Information Policy Team, The National Archives, Kew, London TW9 4DU 宛てに手紙で尋ねるか、または以下宛てに電子メールで連絡されたい :

psi@nationalarchives.gsi.gov.uk

本書／刊行物は以下のウェブサイトにも掲載されている :

www.defra.gov.uk/consult

本書／刊行物に関する問い合わせは以下まで :

Gideon.winward@defra.gsi.gov.uk